

第 237 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 11 日

南 部 町 農 業 委 員 会

237 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和7年3月11日(火) 午後3時6分

2. 閉会年月日 令和7年3月11日(火) 午後3時45分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(16人)

会長	4番	中村文男			
会長職務代理	9番	川守田雄一			
委員	1番	佐々木正義	2番	石橋薫	
	3番	夏坂元一朗	5番	夏堀健一	
	6番	梅内道子	7番	山田憲幸	
	8番	堀内重男	10番	佐々木一雄	
	11番	佐々木徳志	12番	三浦恵美子	
	13番	赤石敏文	14番	高橋勝敏	
	15番	河守田雄一	16番	工藤信仁	

5. 欠席委員(0人)

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第12号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第7	議案第40号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
日程第8	議案第41号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)
日程第9	議案第42号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 6 番 梅内 道子 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから 第 237 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、出席委員は 16 名中 16 名で、第 237 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 3 時 6 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 11 番 佐々木 徳志 委員 13 番 赤石 敏文 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定します。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 12 号 「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	報告第 12 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所及び借受人氏名、住所は報告書に記載

	のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 30 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 7 年 1 月 31 日、土地の引渡し の時期は令和 7 年 2 月 1 日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第 5 議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議 題とします。 議案の説明を求めます。
佐藤主幹	佐藤主幹 議案第 38 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 4 件で、所有権の移転に関するものです。
議 長	調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
川村 調査員	農地調査の結果について、説明を求めます。 川村 秀稔 農地調査員 去る 3 月 3 日、山田 憲幸農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 38 号 について、調査を行いましたので説明します。 議案第 38 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件につ いて、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働 人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 3 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地 を取得するものです。 番号 4 番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて、農業経営規模を拡大するため申請 地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 38 号について、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のと おり許可することに決定しました。 次に、日程第 6 議案第 39 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の承認について」を議題とします。 ここでは、農業委員 9 番 川守田 雄一 委員、11 番 佐々木 徳志 委員、15 番 河守田 雄一委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の 規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願い

佐藤主幹	します。 一川守田 雄一 委員、佐々木 徳志委員、 河守田 雄一 委員 退席 一 (午後 3 時 12 分退席) 議案の説明を求めます。 佐藤主幹 議案第 39 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法の案件が、今回の総会で最終となります。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、92 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 今回、利用権から農地中間管理機構への貸借の切り替えがあり、新規と表示されていますが、期間としては継続のものも含まれております。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 1 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,000 円です。 番号 2 番の利用目的は畑、期間は 5 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 12,391 円です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 4 年 1 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 4 番と番号 5 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 6 番の利用目的は畑、期間は 10 年 1 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 7 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年 1 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 8 番から番号 14 番の利用目的は畑、期間は 10 年 1 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 番号 15 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,987 円です。 番号 16 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,228 円です。 番号 17 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,841 円です。 番号 18 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,898 円です。 番号 19 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,931 円です。 番号 20 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,956 円です。 番号 21 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,963 円です。 番号 22 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,965 円です。 番号 23 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 9,947 円です。 番号 24 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,923 円です。
------	--

番号 25 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,945 円です。
番号 26 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,953 円です。
番号 27 番と番号 28 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,957 円です。
番号 29 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,969 円です。
番号 30 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,973 円です。
番号 31 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,978 円です。
番号 32 番の利用目的は畑、期間は 1 年、10 a 当たりの賃借料は年額 712 円です。
番号 33 番の利用目的は畑、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,532 円です。
番号 34 番の利用目的は畑、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,201 円です。
番号 35 番の利用目的は畑、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,414 円です。
番号 36 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 8,429 円です。
番号 37 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 509 円です。
番号 38 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,497 円です。
番号 39 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,063 円です。
番号 40 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,080 円です。
番号 41 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,282 円です。
番号 42 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,473 円です。
番号 43 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,530 円です。
番号 44 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,537 円です。
番号 45 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,962 円です。
番号 46 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,975 円です。
番号 47 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,375 円です。
番号 48 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,385 円です。
番号 49 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,397 円です。
番号 50 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,405 円です。

議 長 議 長	番号 51 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,410 円です。 番号 52 番と番号 53 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,413 円です。 番号 54 番と番号 55 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,415 円です。 番号 56 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,417 円です。 番号 57 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,423 円です。 番号 58 番から 30 ページ番号 65 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 66 番から 35 ページ番号 77 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 78 番と番号 79 番の利用目的は畑、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。 番号 80 番から番号 82 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 83 番から 39 ページ番号 89 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 90 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 91 番の利用目的は樹園地、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 92 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 39 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第 39 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 ここで、川守田 雄一 委員、佐々木 徳志 委員、河守田 雄一委員の入室を求めます。 ー川守田 雄一 委員、佐々木 徳志委員、 河守田 雄一 委員 入席 ー (午後 3 時 29 分着席) 次に、日程第 7 議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題とします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
-----------------------	--

佐藤主幹	議案第 40 号について、説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるもので、案件は 1 件です。 農地の所在、地目、面積、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 4 年 10 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 既に農地中間管理機構が借り受けている農用地を受け手へ再配分するためのものです。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。
議長	議案第 40 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」は、原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。 次に、日程第 8 議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題とします。 ここでは、農業委員 5 番 夏堀 健一 委員 の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 － 夏堀委員 退席 － (午後 3 時 33 分退席) 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 41 号について、説明いたします。 今回の総会から新たに促進計画案を総会で審議するにあたり、促進計画について説明いたします。 今後の農地中間管理事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」による手続きのみとなります。 従前の集積計画の場合、機構が市町村へ計画案を返送した後に、市町村が公告するために農業委員会総会へ諮ることとしていました。 今後は、促進計画として、市町村が機構へ提出する前に、促進計画案の内容について農業委員会総会へ諮り、意見聴取を実施した上で、農地中間管理機構へ提出する方法に変更になりました。従来と手順が逆になるイメージで、農業委員会は、市町村から意見を求められているので、審議するものです。 意見聴取については、従来の農地集積計画と同様、貸したり、借りたりすることがよろしいですか、ということ聴くものになり、その可否を意見として、市町村へ提出することになります。

	農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、14 件です。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 4 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,793 円です。 番号 2 番の利用目的は田、期間は 4 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,987 円です。 貸借期間についてですが、番号 1 番と番号 2 番は、既に農地中間管理機構で貸借している農地があり、その終期に合わせて貸借期間の始期と終期が記載となっております。 番号 3 番から番号 14 番の貸借期間については、県の公告日によるので、始期と終期が空欄となっております。 番号 3 番の利用目的は畑と樹園地、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,264 円です。 番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 953 円です。 番号 5 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 18,738 円です。 番号 6 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,956 円です。 番号 7 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,963 円です。 番号 8 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,080 円です。 番号 9 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,301 円です。 番号 10 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 11 番から番号 13 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。 番号 14 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。 議長 議案第 41 号について、ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 議長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 41 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」は、原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定いたします。 ここで、夏堀 健一 委員の入室を求めます。 － 夏堀委員 入室 － （午後 3 時 39 分着席） 次に、日程第 9 議案第 42 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。 議案の説明を求めます。
--	---

佐藤主幹	佐藤主幹 別紙 1 をご覧ください。 議案第 42 号について、説明いたします。 農業委員会による最適化活動の推進等について、令和 4 年 2 月 25 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、来年度の最適化活動の目標等について決定を求めるものです。 1 ページ目は、農業委員会の状況についてですが、ここに記載している数値は、農林業センサス、農林課調査、農業委員会調査により数値を出しております。 2 ページをご覧ください。 最適化活動の目標についてです。 1 の最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積①現状及び課題については、現状の集積率は 26.7%、課題は、認定農業者の担い手の集積は進んでいるが、圃場の分散が解消されていない。平野の農地であれば土地改良事業等を活用した利用集積が可能であるが、山間部では農地の集約が困難なこと、としております。 その下、②目標部分ですが、青森県の目標が令和 12 年度までに集積率 90%となっており、そこに向けて南部町の集積率も徐々に上げていく目標となっております。 次に (2) 遊休農地の解消①現状及び課題の面積につきましては、1 号遊休農地面積 20.9ha、うち緑区分 20.9ha、黄区分は 0ha となっております。課題は、農地中間管理事業の利用を勧めるが受け手がなく貸借が成立しない。所有者が使用しない農地について保全管理する者がいないこと、としております。 一番下のイ、新規発生遊休農地の解消は、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するよう求められており、令和 6 年度に新規発生した緑区分の遊休農地 11.6ha を解消目標面積としております。 次のページをご覧ください。 (3) 新規参入の促進②目標についてですが、農林水産省ガイドラインで令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間で権利移転と設定の行われた平均農地面積の 1 割以上を目標にするよう求められており、9.5ha を設定しております。 2、最適化活動の活動目標になりますが、(1) 毎月の活動日数の目標を 10 日としています。(2) の活動強化月間につきましては、3 回、8 月、9 月、10 月に農地パトロールの実施を行い、遊休農地の解消としております。 (3) 新規参入相談会への参加回数につきましては、1 回としております。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 42 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 42 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり、承認することに決定しました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

	第 237 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 3 時 45 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席
--	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 11 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....